

# 相 続 登 記

## お済みですか？



### 相続登記をしないと発生する様々なトラブル

- **売買のタイミングを逃してしまう。**  
(自分の名義でない不動産は、売却したり、担保にすることができません)
- **相続がいくつも発生して相続人が増え、話がまとまらない。**



### 相続登記の流れ

相続の発生



相続人の調査及び確定  
戸籍関係の書類を取得します。

相続財産の確定

#### 遺産分割協議

相続人全員での遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成。

法務局

#### 相続登記の申請

不動産の所在地の管轄法務局へ登記の申請。

- ・相続登記の手続きについては、法務局の登記手続案内に電話予約のうえ、ご相談ください。
- ・奈良地方法務局五條支局 登記手続案内（予約制） ☎0747-22-2484